

議 事 内 容

事務局長	<p>ご案内しておりました時間となりましたので、第51回常設審議委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、審議委員の総数19名に対し18名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>おはようございます。皆さんご多忙のところご出席いただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>去年は、佐賀平野では苗代の時期から北山ダムの水不足と言われておりまして、佐賀市農業委員会のメンバーでも田植えを断念された方がおられました。私自身、昨日夢しずくの田植えをしまして、本当に水のありがたさというのをしみじみ感じております。</p> <p>今日は午前中の常設審議委員会ですが、午後は総会、臨時理事会と続きますのでどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条・1件、第5条・7件のほか、「次世代に継承する活力ある農業・農村の再構築のための政策提案について」を議題としています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今回も前回と同様に、1市町ずつ会場にお入りいただきまして、議案の説明・質疑応答・決議を個別に行う形で進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。</p>
農業会議事務局	<p>(前回の審議案件について、資料1により報告。)</p>
事務局長	<p>続いて、前回の審議の中で、農地転用手続きにおける常設審議委員会の位置付け等についてご質問がありましたので、説明いたします。</p>
農業会議事務局	<p>(農地転用の流れについて、資料2により説明。)</p>
事務局長	<p>それでは、審議に入りたいと思っておりますが、議長を会長に申し上げます。</p>

議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。
まず、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局から説明をお願いします。

〇〇農業委員会より要請がありましたので、農業会議事務局より説明いたします。

農業会議事務局 整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議長 この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

坂井議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

議長 この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-2、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

〇〇委員 排水について、残土自体が雨水と一緒に水路に流れる可能性はないですか。

〇〇農業委員会 業者の話では、今のところそのおそれはありません。

〇〇委員 ここにブロックか何かを置いて止められるということですか。

〇〇農業委員会 はい、そうです。

議長 他にご質問等ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-3、〇〇〇〇申請の物流センター用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

〇〇委員 転用申請の理由の中で、周辺農地に及ぼす影響も軽微とのことですが、状況が分かりませんので説明してもらえますか。

〇〇農業委員会 周辺農地は田と畑がいくつかありますが、隣接農地の方からはこういう条件であるならばよいという承諾をいただいているため、軽微と書いております。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 12ページの図面に白抜きのところがありますが、これは何ですか。

〇〇農業委員会 ここは計画の中には入っておりますが、農地以外の部分です。

議長 他にございませんか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない

方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-4、〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用において、申請地は市町役場から300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議長 この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
まず、整理番号5-5の案件についてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-5、〇〇〇〇申請の太陽光パネル設置用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
前回の常設審議委員会後の経過についてですが、農業委員会で再度審議するため、反対されている地区への事業説明会を再度実施して開発への同意を得る努力をす

るよう、申請者に要望しました。また、地区へも話し合いに参加していただくよう要望し、両者による説明会及び話し合いが行われました。その中で、地区で問題視されていた排水等の対策として、側溝、溜枡、排水調整池の設置など、地区からの要望を全面的に申請者が受け入れることによって、反対していた地区から開発の承諾を得られ、今回の申請に至っております。また、6月の農業委員会においても、地区の要望を全面的に受け入れた事業計画になっており、隣接耕作地等への被害防除についても問題ないとして、全会一致で許可相当となりました。

議長

この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

〇〇委員

前回と違って、排水調整池をそれぞれに作られているようですね。この調整池から出ている配水管は直径何センチになりますか。

〇〇農業委員会

250mmになります。

〇〇委員

25cmのパイプでこれだけの量を流せるんですかね。たくさんの量がくるということを想定しておかなければならないですから。

〇〇農業委員会

水利計算書が添付されておりまして、140mm/hの時に流れる計算をされております。

〇〇委員

前回の反対の意見書に、ここは軟弱な土壌とありましたから、水だけで流れることはなく泥水で流れてくるということです。パイプ自体は調整池の底に付けるのですか、それとも上水で流すのですか。

〇〇農業委員会

上水で流すことになっています。

〇〇委員

前は排水を流す先がJRの高架下の一箇所だけとなっていましたが、これは今回の計画でも同じですか。30町分に近い水が流れてくるのは。

〇〇農業委員会

そういうことになります。

〇〇委員

それを一番心配しているんです。泥水などが流れたときに、ここで死者が出たので地元の人が反対したと前回ありましたよね。だから、人の命に被害を及ぼすようなことがあったらいけないので差し戻しにしたんです。

〇〇農業委員会 JRの排水路については、町の方で3、4年後に改修を計画しているような状況です。この太陽光施設の開発によって水が増えるということはないということで申請が出ておりますので、前々からあった排水の不具合というのは考慮すべきではないのかなと考えます。

〇〇委員 考慮すべきではないと言われましたが、前回もそれで地元が反対している。今回町が改修を考えているのは結構なことですが、温暖化の中でいつどんな大きな水害が出るか分からないということもある程度想定した中で考えてもらわないと、JR線路の下が堤防のようなことで止まりきってしまいます。

〇〇農業委員会 調査をしましたら、JRの下はもともと水路で、水路のところに道路を通しているということでした。水が冠水するのは当然という状況です。

〇〇委員 そしたら冠水したら周りが浸かってしまうじゃないですか。

〇〇農業委員会 そうではなく、排水路のトンネルの中が、若干水が増えるという状況になるということですか。

〇〇委員 上水の30町分に近い水の排水先が一箇所しかないということでしょうか。パイプをここまで持ってくるということですか。

〇〇農業委員会 先程申しましたように、トンネルのところは水路を道路として利用していて、この開発によって水が増えるという流量計算にはなっていません。地元が神経質になっているのは昔災害があったからですが、開発行為によって水が増えてこの地区が被害を受けるというような水利計算ではありません。

〇〇委員 太陽光がなかったら自然的に土に水が入って行ってある程度水が抑えられたと思いますが、太陽光パネルを敷いたらパネル自体は水を吸わないので、その分は一気に流れていきますよね。下にはそのまま草を生やしますか、それとも防草シートを敷くのですか。防草シートを敷くならあまり水を吸わないので流れていきます。流れには関係ない、今までどおりだとおっしゃっていますが、今の温暖化の中で、今までのような雨量を考えてはいけませんよ。私は28年の水害を経験しています。2階の屋根から米軍の食料をもらって凌いだんです。そういう経験があるから、地元の人が22人も亡くなっているんだから反対するのは当たり前なことなんです

。これが農業委員会で通ったのならそれで結構ですけれども、あなた方は市町の職員として、住民の命や財産を守る責任があります。この許可がもし通ったら、定期的に地元と調整をしながら確認をしていただきたい。以上です。

〇〇委員 先程の水利計算で140mm程とのことでしたが、施設を作れば100%流出、農地であれば40%は地下浸透というのが通常ですが、その辺も考慮してあるのか、パイプの250mmというところで流し得るのか。当然流し得るとの計算でしょうが、その辺をクリアしての申請なのかお尋ねしたいです。

〇〇農業委員会 雨量が155mm/hで計算されておりますので、間違いはないと考えております。

〇〇委員 地下浸透というのはどのぐらい考慮してありますか。

〇〇農業委員会 地下浸透については計算には入っていないようですが、調整池がいっぱいになったら流して、降雨のピーク時をずらして流すという考え方です。

〇〇委員 地元の心配はJRの排水溝で、前は海まで持っていくならいということでしたが、その部分の改良というのは先程申されたように3、4年後ということですよ。

〇〇農業委員会 今のところはそうです。長期計画ではありますが、費用が掛かりますので絶対とは言えません。市町と協議しながら、地元からも要望書を上げていくというところですよ。補足ですが、26haの集水面積ですが、この開発行為に関係するのは0.05haにして面積は非常に小さい、尚且つ開発によって水が増えることはない構造を取られ、地元の方と流末処理については全て計画調整をされているということです。

議長 〇〇委員さんからご意見等あればお願いします。

〇〇委員 業者と地区の反対の方々が、区長さんや役員さん達も一緒に協議をされ、人命が一番大事ということや安全であるようにしてもらいたいということで要望書を出され、そういった中で、業者が反対派の要望に譲歩した計画を作られました。地区の方々も何でもかんでも反対ではなく、そういう対策をしてもらったとしてもいいですよということで同意を得られました。全員が全員賛成ではなく、一部絶対ダメという人もおられ、全員賛成ではないからということで区長さんの同意は今回はもらってありませんが、反対派だった方からは了承をもらっています。

〇〇委員 地元の同意は取られているということですかね。

〇〇委員 そうです。反対派の要望を会社の方が全部やりますとのことだったので、そういうことならいいですよとなりました。

議長 他にご質問等ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、5-6の案件について説明をお願いします。

〇〇農業委員会 整理番号5-6、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委

員会会長に回答いたします。

議長 次に、5-6の案件について説明をお願いします。

〇〇農業委員会 整理番号5-7、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

〇〇委員 教えていただきたいのですが、参考事項に再生可能エネルギー発電事業計画認定済、認定中とありますが、これは、事業者が太陽光発電設備を作りますよと申請をして、作っていいですよと認定されてから農業委員会にかかるものなんですか。

〇〇農業委員会 業者からの添付書類に認定通知と認定証明と2種類付いており、認定証明には認定中との記載があったためそのまま載せてしまったのですが、どちらも認定済みということで確認が取れております。

〇〇委員 例えば前回のように地元の農業委員会がダメだという場合、申請が通っていたらそれはそのまま残っていくのですか、それとも申請したけれどももうできないよということになるのでしょうか。

〇〇農業委員会 会議の冒頭に事務局から転用についての説明があったと思います。一般基準ということで、農地法第5条第2項の各号に該当しなければ、許可は原則すべきものという方の考え方ですので、反対があったとしても合理的な理由がなければ許可相当になると解釈しております。

〇〇委員 認定されたらよいということであれば、農業委員会を通さなくてもそれを設置していいということになりますよね。農業委員会も県にも持って行く必要はなく、審査とか賛成とかする必要もなくなりますよね。

〇〇委員 それはしないとダメですよ、転用できないので。隣接の同意を強要したらいかんとのことだったですけど、水路とか共有物を使うということであれば、書類としての同意書は作らなくても周辺の同意は受けなくてはいけませんから。それが前提

じゃないという言い方はおかしいと思います。

〇〇農業委員会 答え違いをしておりました。計画の認可があったとしても、農業委員会で農地法第5条第2項各号の審査をする必要があると思います。

〇〇委員 農業委員会を通さないと開発許可なんか下りないと思いますけど、前段に説明があったように同意書を取らないとしても、それで共有の水路に水を流していいということにはならない。だから、周りの人に認めてもらわないと現実的にはできないということがあるので、認可するしかないというのはおかしいと思います。地滑りとかあったときに、町が勝手に許可したということになったら行政は面倒見れないですよ。そのために、周りの同意は取らないといけない。書類上はなかったとしても、やらないといけないし、そういう答え方はよくないと思います。

〇〇農業委員会 市町としても、極力同意をいただいて、業者と地元との開発行為を調和の形でしていただくようにずっと指導はしているところです。

〇〇委員 誰か窓口になっている人がいるのですか、市町に。とても多いですね。今だって太陽光発電を止めたりしていますよね。あまりいらぬのにこうやってどんどんできていくというのは、そうとしか考えられない。危ないのは、そこに集中的に雨が降ったりして負荷が掛かったら、滑り落ちて事故になったりする、それは結構起きています。そういうことも想定をして農業委員会も許可をしないと、何かあったときに責められる、そこは注意しておかないといけない。使っていない田んぼだからという理由だけでやっていいのかという問題はあるかもしれません。誰かブローカーみたいな人がいるのですか。

〇〇委員 今のところそういうことはないんですけど、中山間の耕作放棄地が山のように増えていっている中で、1人の人が太陽光でいくらで売ったよということがあれば、連鎖的に、ここ一角はみんな出してしまうかという話になっています。私たちも、太陽光とかは田舎の緑の環境が変わってしまうからしてもらいたくないんですけど、やはりそういった方がお金に換えたいということになったら、どんどん進んでという流れになってしまっているという状況です。

〇〇委員 結構急傾斜地も多いので、広がれば広がるほど危険を伴います。雨が降ったときに一時的にパネルで受けて流すので、どこかで負荷が掛かって崩れたりすることがあると思うので、そのときの対応をどうするかを視野に入れて考えておかないと、

起きたときに誰が責任取るのかという話になります。全く関係ない人のところが土砂で埋まったりした時に、貸した地権者とか会社がやってくれるかというとなかなか簡単にはいかない。説明では雨の時に調整池で受けて天気がいいときに流すということでしたけど、それはバルブを操作する人がいないとできません。極端に言うとうろ過砂みたいなもので、泥水が流れないようにするだけで、調整弁にはなっていない。でも地元がいいというのだったらいいです。

〇〇委員 どのような契約になっているか分かりませんが、20年後ぐらいに本当に撤去してもらえるか。その時にルールがどうなっているか分かりませんが、ソーラーパネルは発電能力がなくなったら撤去しなければならないとなったときに、本人さんが撤去しないといけなくなります。その辺を地域住民の皆さんに承知してもらった方がいいかなという気がします。一瞬の利益のためにそればかり進められるのではなく、後で損がない形を取ってもらえたらと思います。

〇〇農業委員会 契約書が添付されておりまして、20年後は原状回復をするということが載っております。しない場合は賃借料が発生するとか、貸している方が撤去する場合は、会社が費用を負担するという事まで書かれております。

〇〇委員 会社の内容を調べてみれば、にわか電気屋さんがたくさんいますよ。全額借入金ですというのは、売電費用を当て込んでくるのですから、将来の保障は書いてあるだけで考えてない場合もあります。

〇〇委員 会社との契約ですから、その会社が存続した場合の話であって、存続していない場合はどうしたらいいのかなということもあります。気をつけておいてください。

議長 他にご質問等ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委

員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件及び第5条関係7件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

議長 続きまして、次の項目に移ります。
「次世代に継承する活力ある農業・農村の再構築のための政策提案」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局 (資料3により説明)

議長 皆さまからご意見・ご質問等ございませんか。

〇〇委員 当市町の新規就農者はほとんどがハウス園芸で、米・麦・大豆を作る農家が少なく、現状は定年を過ぎた人ばかりが田を荒らさないように守っている状況です。新規就農するにも機械に大金を投資しないといけない。ハウスには半額補助がありますが、トラクターとかの機械への補助もどうにかして上げるようにしないと、農地を守っていけなくなるので、そこをひとつお願いしたいと思います。
皆さまからご意見・ご質問等ございませんか。

議長 ほかにご意見ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見ないようですので、以上をもちまして議事を終了いたします。

事務局長 ありがとうございました。
最後に、その他の項目に移ります。

農業会議事務局 (その他の項目について、資料4により説明。)

事務局長 以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
なお、次回は、7月15日となっておりますので、ご予約をお願いします。

12時05分